



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年12月10日火曜日 第63号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営支援課) ... 779

告 示

土地改良区の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 780

医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 780

指定医師の所在地の変更..... (") ... 780

指定医師の辞退の届出..... (") ... 780

土地改良区の定款変更の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 780

指定道路の指定..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 780

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (経営支援課) ... 781

規 則

○愛媛県規則第34号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第3条 第5条関係）						別表第2（第3条 第5条関係）					
高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間 据置期間	高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間 据置期間
1 経営革新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第6項に規定する組合等をいう。）	省略				1 経営革新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第5項に規定する組合等をいう。）	省略			
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法第16条第1項に規定する中小企業者をいう。）	省略				2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法第10条第1項に規定する中小企業者をいう。）	省略			
3～10 省略						3～10 省略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

西条市吉井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月10日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第810号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和元年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	岩 田 真 治	東温市志津川	令和元年12月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循環器内科	愛媛県立今治病院	鈴 木 萌 子	今治市石井町4丁目5番5号	令和元年12月1日
小 腸 機 能 障 害	消化器内科	愛媛県立今治病院	中 西 征 司	今治市石井町4丁目5番5号	令和元年12月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循環器科	市立八幡浜総合病院	榎 本 大 次 郎	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和元年12月1日

○愛媛県告示第811号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和元年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
松 本 清 香	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	令和元年11月1日

○愛媛県告示第812号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和元年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	整形外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	白 形 陽 生	西条市朔日市269 - 1	令和元年11月11日

○愛媛県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八幡浜市土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月10日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

令和元年12月10日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和元年12月2日
- 3 指定道路の位置
大洲市東若宮13番8の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 28.02メートル

○愛媛県告示第814号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

法律の 施行に 関する 事務	(2) <u>変更の認定（第5条第7項、第6条第1項、第3項）</u>							法律の 施行に 関する 事務	いう。）第3条）					
	(3) <u>認定の取消し（第6条第2項）</u>								(2) <u>基盤施設計画の変更の認定（第8条第1項、第22条の2、政令第3条）</u>					
	(4) <u>事業継続力強化支援事業の実施状況の報告の徴収（第11条第1項）</u>								(3) <u>基盤施設計画の認定の取消し（第8条第2項、第22条の2、政令第3条）</u>					
	2 <u>経営発達支援計画の認定及び変更の認定に係る意見の具申（第7条第7項、第8条第3項）</u>					—			(4) <u>認定基盤施設計画の実施状況の報告の徴収（第22条第1項、第22条の2、政令第3条）</u>					
	3 <u>経営指導員要領の作成に係る協議（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則第10条第2項）</u>					—								
16～24 省略								16～24 省略						

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第4（第4条関係） 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4（第4条関係） 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	専決者 室長				局長	専決者 部長	専決者 室長
商工 観光 室	1～5 省略					商工 観光 室	1～5 省略				
							6 商工 会及び 商工会 議所に よる小 規模事 業者の 支援に 関する 法律の 施行に	1 商工会及び商工会議所に関すること。			
								(1) <u>基盤施設計画の認定（第7条第1項、第22条の2、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第3条）</u>			—
						(2) <u>基盤施設計画の変更の認定（第8条第1項、第22条の2、政令第3条）</u>			—		

6	省略			
7	省略			
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	中小企業等経営強化法の施行に関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認（第14条第1項、第15条第1項、第78条第2項）		
		2 経営革新計画の承認の取消し（第15条第2項）		
		3 調査並びに指導及び助言（第76条第2項、第8項）		
		4 承認経営革新計画の実施状況の報告の徴収（第77条第2項）		
14	省略			
15	省略			
16	省略			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで及び5の項、4の部1の項(5)、5の部9の項、8の部、9の部並びに12の部1の項(5)、(6)及び(13)の規定を適用する。

関する事務	(3) 基盤施設計画の認定の取消し（第8条第2項、第22条の2、政令第3条）			—
	(4) 認定基盤施設計画の実施状況の報告の徴収（第22条第1項、第22条の2、政令第3条）	—		
7	省略			
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	中小企業等経営強化法の施行に関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認（第8条第1項、第9条第1項、第60条第2項）		
		2 経営革新計画の承認の取消し（第9条第2項）		
		3 調査並びに指導及び助言（第58条第1項、第5項）		
		4 承認経営革新計画の実施状況の報告の徴収（第59条第1項）		
15	省略			
16	省略			
17	省略			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで及び5の項、4の部1の項(5)、5の部9の項、9の部、10の部並びに13の部1の項(5)、(6)及び(13)の規定を適用する。

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の20 省略</p> <p>(1)の21 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づく経営革新計画の承認に関すること。</p> <p>(1)の22 中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に関すること。</p> <p>(1)の23 中小企業等経営強化法第15条第2項の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに関すること。</p> <p>(1)の24 中小企業等経営強化法第76条第2項の規定に基づく調査に関すること。</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の20 省略</p> <p>(1)の21 中小企業等経営強化法第8条第1項の規定に基づく経営革新計画の承認に関すること。</p> <p>(1)の22 中小企業等経営強化法第9条第1項の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に関すること。</p> <p>(1)の23 中小企業等経営強化法第9条第2項の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに関すること。</p> <p>(1)の24 中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づく調査に関すること。</p>

(1)の25 中小企業等経営強化法第76条第8項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(1)の26 中小企業等経営強化法第77条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(1)の27～(2)の70 省略

(2)の71 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の認定の申請の受理に関すること。

(2)の72 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の変更の申請の受理に関すること。

(3)～(68) 省略

5・6 省略

(1)の25 中小企業等経営強化法第58条第5項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(1)の26 中小企業等経営強化法第59条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(1)の27～(2)の70 省略

(2)の71 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第1項の規定に基づく基盤施設計画の認定に関すること(商工会及び商工会議所に係るものに限る。)

(2)の72 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第8条第1項の規定に基づく基盤施設計画の変更認定に関すること(商工会及び商工会議所に係るものに限る。)

(2)の73 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第8条第2項の規定に基づく基盤施設計画の認定の取消しに関すること(商工会及び商工会議所に係るものに限る。)

(2)の74 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第22条第1項の規定に基づく認定基盤施設計画の実施状況の報告の徴収に関すること(商工会及び商工会議所に係るものに限る。)

(3)～(68) 省略

5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。